

**疑義照会不要例**

※必ず患者に説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更すること。

※適応症が異なる場合、適応外使用にならないように留意すること。

※いずれもコメント等で不可となっている場合は変更不可（変更する場合は問い合わせ対象）

(1) 成分名が同一の銘柄変更（変更不可の処方を除く）

例：アムロジン錠 5 mg → ノルバスク錠 5 mg

- 先発品間の変更は可
- 後発品から先発品への変更も可

(2) OD 錠への変更、またはその逆

例：アムロジピン錠 5 mg → アムロジピン OD 錠 5 mg

(3) 別規格製剤がある場合の処方規格の変更

例 1：20 mg 錠 1 回 2 錠 → 40 mg 錠 1 回 1 錠

例 2：20 mg 錠 1 回 0.5 錠 → 10 mg 錠 1 回 1 錠

- 適応に注意

(4) 患者希望やコンプライアンスの向上を目指す等の理由により一包化調剤すること、あるいは一包化指示をシート調剤とすること。

（抗腫瘍剤、麻薬、および一包化不可とある場合は除く）

- 上記以外の理由は、合意範囲外とする
- 安定性、一包化不可薬に留意すること
- シート調剤に変更する場合はコンプライアンス等留意すること

(5) 軟膏での規格変更に関すること（合計処方量が変わらない場合）

例：ヒルドイドクリーム 0.3% 25 g/本 2 本 → ヒルドイドクリーム 0.3% 50 g/本 1 本

- 患者都合で複数本にしている場合に留意すること
- 軟膏剤からクリーム剤、クリーム剤から軟膏剤の変更は不可

(6) 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の数量変更を含む）

例 1：マグミット錠 330 mg 30 日分 → 16 日分（残薬が 14 日分あるため）

例 2：アズノール軟膏 0.033% 60 g（20 g 3 本）→ 20 g（残薬が 2 本あるため）

- 処方日数や数量を増やす場合は問い合わせ対象
- 極端に残薬が多いなどコンプライアンスに疑問が生じた際は病院へフィードバックする
- 災害時用、予約日変更のための予備など患者都合で若干多く手元に置いてある場合もあるため注意

(7) ビスホスホネート製剤の週 1 回あるいは月 1 回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：アクトネル錠 17.5 mg（週 1 回製剤）1 錠/分 1 起床時 14 日分 → 2 日分

(8) 「1 日おきに服用」や「月・水・金に服用」等と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

- 投与実日数へ変更

(9) 内服薬の用法が頓服あるいは回数指定にて処方箋に記載があり、具体的な用法が口頭等で指示されている場合の用法の追加

(10) 外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）が口頭で指示されている場合（処方箋上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている）の用法の追記

変更に関しては患者所持のお薬手帳に記載する。必要に応じて病院に F A X で情報提供する。

以上